

第24 仮貯蔵又は仮取扱いの承認

法第10条第1項ただし書に規定する危険物の仮貯蔵又は仮取扱い（以下「仮貯蔵等」という。）については、次によること。

なお、タンクコンテナ又はドライコンテナによる危険物の仮貯蔵は、10「タンクコンテナによる危険物の仮貯蔵」、11「ドライコンテナによる危険物の仮貯蔵」によること。

また、震災時等における危険物の仮貯蔵等は、13「震災時等における危険物の仮貯蔵等の安全対策及び手続きの運用について」によること。

1 仮貯蔵等の反復の制限

原則として、法定期間（10日）終了後、反復して仮貯蔵等を行わないこと。

2 屋外における仮貯蔵等

屋外において仮貯蔵等をする場合は、次によること。（運用事項）

- (1) 屋外において承認してはならない危険物は、第一類のアルカリ金属の過酸化物に該当する危険物、第三類の危険物、第四類の特殊引火物に該当する危険物及び第五類の危険物とする。ただし、次の形態のものは除く。
 - ① ドライコンテナ内に第一類のアルカリ金属の過酸化物及び第三類の禁水性物質が運搬容器に収納され、かつ、ドライコンテナ内に水が浸入しない措置が講じられているもの
 - ② ドライコンテナ内に第三類の自然発火性物質が運搬容器に収納されているもの
 - ③ ドライコンテナ内に第四類の特殊引火物が運搬容器に収納され、かつ、ドライコンテナ内の温度が保冷装置等により沸点又は発火点未満に保たれているもの
 - ④ ドライコンテナ内に第五類の危険物が運搬容器に収納され、かつ、ドライコンテナ内の温度が保冷装置等により自己反応を起こさない温度に保たれているもの
- (2) 仮貯蔵等を行う場所の位置は、危険物の品名、数量及び危険物の貯蔵又は取扱い方法並びに周囲の状況から判断して、火災予防上安全と認められる場所であること。
- (3) 湿潤でなく、かつ、排水及び通風の良い場所とし、その周囲にはさく等を設けて明確に区画すること。
- (4) 前号のさく等の周囲には、貯蔵し、又は取扱う危険物の指定数量の倍数に応じ、危政令第16条第1項第4号に掲げる空地の幅の1/2以上の空地を保有すること。ただし、高引火点危険物のみを貯蔵し、又は取扱う場合は、危省令第24条の12第2項第2号に掲げる空地の幅の1/2以上の空地を保有すること。
- (5) 液体の危険物を仮貯蔵等する場所は、直接公共下水道等に流出するおそれのない場所又は流出しないよう適当な措置を講じること。

なお、公共岸壁等で流出防止の適当な措置が講じられていない場合には油吸着材を準備すること。

3 屋内における仮貯蔵等

屋内において仮貯蔵等をする場合は、次によること。

- (1) 仮貯蔵等を行う場所の構造は、原則として耐火構造（危政令第9条第1項第5号に規定する耐火構造をいう。以下同じ。）又は不燃材料で造られた専用の建築物又は室とする。

なお、当該建築物の開口部には、特定防火設備を設けるよう指導する。（運用事項）

- (2) 電気設備は、電気工作物に係る法令の規定によること。

4 消火設備

仮貯蔵等を行う場所には、危険物の性質、数量等に応じて危政令別表第5に掲げる第4種又は第5種の消火設備を、その能力単位の数値が屋外にあっては危険物の、屋内にあっては危険物及び建築物の所要単位の数値に達するように設けること。

5 仮貯蔵等における危険物の貯蔵又は取扱いの基準

仮貯蔵等における貯蔵又は取扱いの基準は、危政令第4章に定める技術上の基準に準じて行うこと。

6 危険物取扱者の立ち会い

仮貯蔵等において、危険物の取扱い作業を行う場合は、当該危険物の取扱いができる危険物取扱者を立ち合わせるよう指導する。

7 標識及び掲示板

仮貯蔵を行う場合には、周囲の見やすい箇所に、「危険物仮貯蔵所」又は「危険物仮取扱所」である旨を表示した標識及び危険物の性質に応じた注意事項、承認番号、仮貯蔵等の期間、危険物の類別、品名、数量、現場管理責任者又は危険物取扱者の氏名、緊急連絡先を記載した掲示板を掲げること。（第24-1-1図・第24-1-2図・第24-1-3図参照）

8 定期点検や廃止に伴う抜き取り等（以下「点検時等」という。）

危険物施設内で、点検時等に指定数量以上の危険物を一時的に取扱う場合は、仮取扱いの承認は要さない。また、危険物施設内で、抜き取った危険物をドラム缶等で一時的に貯蔵することはできない。

なお、地下貯蔵タンクその他の貯蔵タンクで、点検時等に指定数量以上の危険物を抜き取る場合は、仮取扱いの承認を、また、抜き取った危険物をドラム缶等で一時的に貯蔵する場合は、仮貯蔵の承認を要する。この場合において、仮貯蔵と仮取扱いが一連の場合は、一の申請で処理すること。（運用事項）

9 基準の特例

仮貯蔵等において、危険物の品名及び数量、危険物の貯蔵又は取扱いの方法並びに周囲の地形その他の状況等から判断して、火災の発生危険及び延焼のおそれ著しく少なく、かつ、火災等の災害による被害を最小限に止めることができると認めるときにおいては1から4までを適用しないことができる。

10 タンクコンテナによる危険物の仮貯蔵 (平4.6.8 消防危第52号通知)

(1) 運用上の留意事項

- ① 申請者が同一であれば、同一時期に同一場所で複数のタンクコンテナを仮貯蔵する場合は、一の仮貯蔵とすることができること。
- ② タンクコンテナの安全性及び輸送行程の複雑さを考慮し、仮貯蔵の承認に係る事務の迅速化を図ること。
- ③ 仮貯蔵の承認申請書に添付する書類については、次に掲げる事項を記載した必要最小限の書類にとどめること。

ア 屋外での仮貯蔵

当該仮貯蔵所を含む敷地内の主要な建築物その他の工作物の配置及び周囲の状況を表した見取図

イ 屋内での仮貯蔵

前アに定めるもののほか、建築物の仮貯蔵に供する部分の構造を表した図

- ④ 原則として仮貯蔵承認期間を過ぎて同一場所で仮貯蔵を繰り返すことはできないこと。ただし、台風、地震等の自然災害、事故等による船舶の入出港の遅れ、鉄道の不通等のやむを得ない事由により、仮貯蔵承認期間を過ぎても同一の場所で仮貯蔵を継続する必要がある場合は、繰り返して同一場所での仮貯蔵を承認できるものであること。
- ⑤ 税関手続きのため、タンクコンテナを恒常的に一旦保税地域に保管する場合、やむを得ない事由として繰り返して同一の場所での仮貯蔵を承認できるものとする。
- ⑥ 次の場合においては、新たな仮貯蔵又は仮取扱いの承認は要しないものであること。
 - ア 複合輸送において、船舶から貨車又は貨車から船舶へタンクコンテナを積み込むために、栈橋、岸壁若しくはコンテナヤードと同一又は隣接した敷地の鉄道貨物積卸場との間において、一時的にタンクコンテナを車両に積載して運ぶ場合
 - イ コンテナ船又は貨車の到着前に積載式移動タンク貯蔵所の設置又は変更許可を受けた場合において、コンテナ船又は貨車の到着後に完成検査を受けるためタンクコンテナを埠頭、コンテナヤード等に一時的にとどめる場合
 - ウ 車両の駐停車が禁止されている等の事由により、コンテナヤード等で完成検査を受けることができない場合において、完成検査を受けるためタンクコンテナを車両に積載して同一又は隣接した別の場所に移動する場合

第 24 仮貯蔵又は仮取扱いの承認

(2) 技術上の基準等

① 屋外における仮貯蔵

ア 仮貯蔵場所

- ㊦ 仮貯蔵場所は、湿潤でなく、かつ、排水及び通風のよい場所であること。
- ㊧ 仮貯蔵場所の周囲には、3 m以上の幅の空地进行を保有すること。ただし、危政令第9条第2項に定める高引火点危険物のみを貯蔵する場合又は不燃材料（危省令第10条に定める不燃材料をいう。以下同じ。）で造った防火上有効な塀を設けることにより、安全であると認められる場合は、この限りではない。
- ㊨ 仮貯蔵場所は、ロープ等で区画するか、白線等で表示すること。

イ 標識及び掲示板

㊩ 標識

仮貯蔵場所には、見やすい箇所に「危険物仮貯蔵場所」である旨を表示した標識を設けること。

㊪ 掲示板

仮貯蔵場所には、仮貯蔵期間、危険物の類、品名、貯蔵最大数量、貯蔵する危険物に応じた注意事項（「火気厳禁」、「禁水」等）、管理責任者及び緊急時の連絡先を表示した掲示板を設けること。

ウ 消火設備

仮貯蔵場所には、貯蔵する危険物に応じて危政令別表第5に掲げる第4種又は第5種の消火設備を、その能力単位の数値が危険物の所要単位の数値に達するように設けること。

エ 仮貯蔵中の火災予防に係る事項

- ㊫ 仮貯蔵場所には、「関係者以外立入禁止」の表示を掲げる等、関係のない者をみだりに出入りさせないための措置を講じること。
- ㊬ 仮貯蔵場所には、みだりに空箱その他の不必要な物件を置かないこと。
- ㊭ 仮貯蔵中は、危険物以外の物品を貯蔵しないこと。
- ㊮ タンクコンテナを積み重ねる場合は、同じ類の危険物を貯蔵するタンクコンテナに限るものとし、かつ、地盤面からタンクコンテナ頂部までは6 m以下とすること。
- ㊯ タンクコンテナ相互間には、点検のための間隔を設けること。
- ㊰ 危険物の管理責任者は、適宜巡回し、タンクコンテナの異常の有無及び前㊫から㊯までを確認すること。

② 屋内における仮貯蔵

ア 仮貯蔵場所

- ㊱ 仮貯蔵場所は、壁、柱、床、はり及び屋根が耐火構造（建基法第2条第7号の耐火構造をいう。）又は不燃材料で造られ、かつ、出入口に防火設備（危政令第9条第1項第7号に規定する防火設備をいう。以下同じ）を設けた専用室とすること。

④ 前②の専用室の窓にガラスを用いる場合は、網入ガラスとすること。

イ その他

前①イからエまでの例によること。

11 ドライコンテナによる危険物の仮貯蔵

(1) 屋外における仮貯蔵

前10(2)①によること。

(2) 屋内における仮貯蔵

前10(2)②によること。

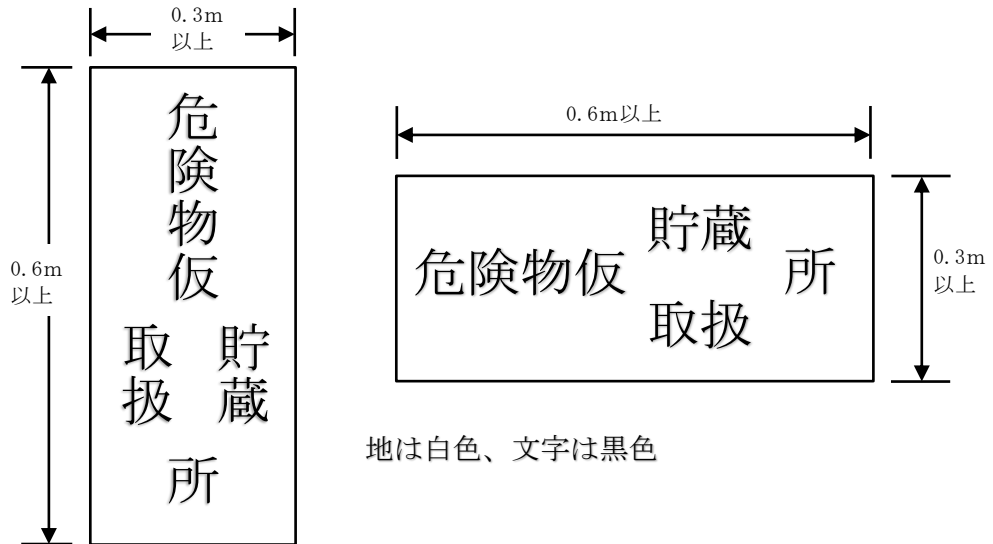
12 タンクコンテナとドライコンテナの同一場所での仮貯蔵

タンクコンテナとドライコンテナを同一場所で同時に仮貯蔵する場合は、タンクコンテナとドライコンテナ相互間の空地を 3 m 以上とすること。（第24-2 図参照）

13 震災時等における危険物の仮貯蔵・仮取扱い等の安全対策及び手続きの運用について

(平25.10.3 消防災第364号・消防危第171号、令2.7.1 消本予第339号)

震災時等における危険物の仮貯蔵・仮取扱い等の安全対策及び手続きについては、「筑紫野太宰府消防本部震災時等における危険物の仮貯蔵・仮取扱い等の安全対策及び手続きに係るガイドライン」（令和2年7月1日制定）に基づき行うこと。

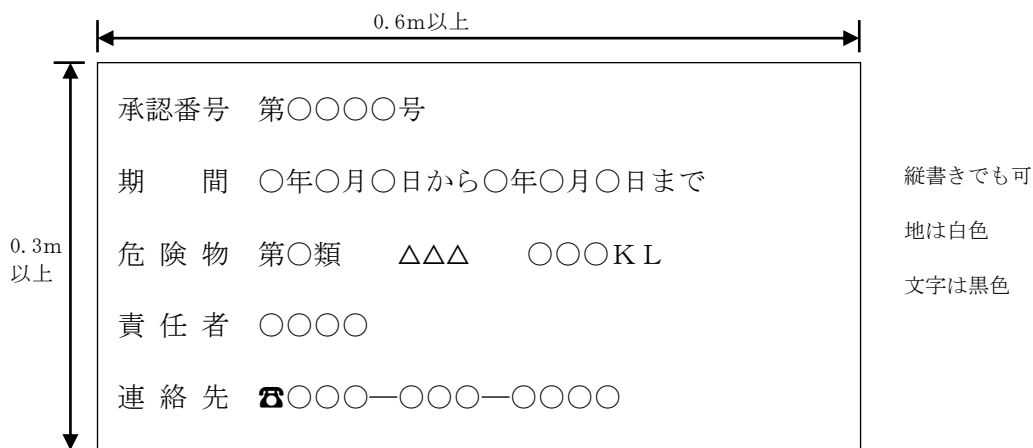


第24-1-1 図 標識（危省令第17条第1項の例による）

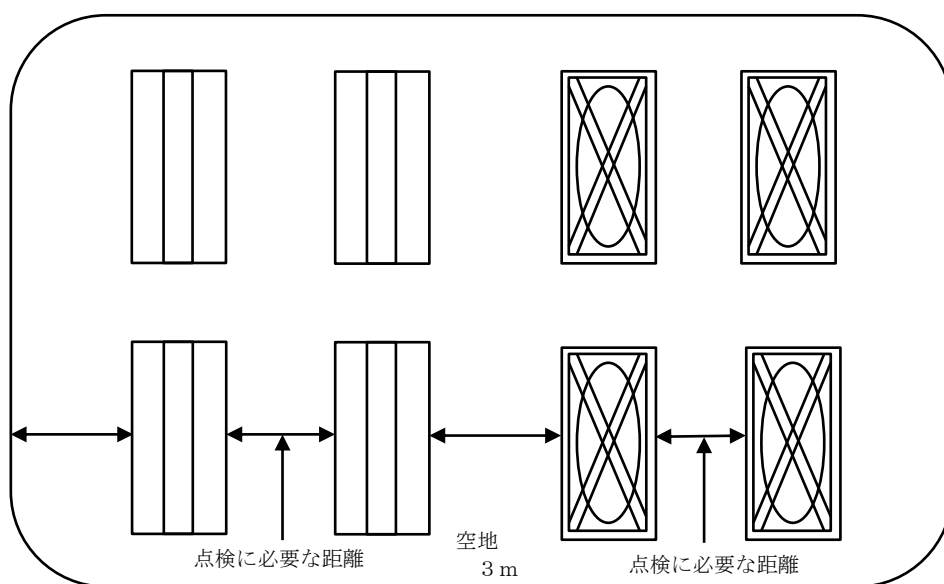
第 24 仮貯蔵又は仮取扱いの承認



第24-1-2図 防火に関し必要な掲示板
(危省令第18条第1項第4号及び第5号の例による。)



第24-1-3図 仮貯蔵などに関する掲示板



第24-2図 タンクコンテナとドライコンテナを同一の場所に仮貯蔵する場合